

国民健康保険のお知らせ

ご存知ですか？毎月の医療費が高額になっても

高額療養費の支給制度

被保険者が、同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費が63,600円（住民税非課税世帯は35,400円）を超えた場合、その超えた額を国保が負担し、申請によりあとから払いもどされます。これが高額療養費の支給制度です。



高額療養費をうけられる場合

◆ 同じ人が、同じ月内に同一の医療機関に支払った一部負担金が63,600円（住民税非課税世帯等は35,400円）を超えたとき、その超えた分が支給されます。

⑦ 100,000円を支払った場合

100,000円	
63,600円	36,400円

$$100,000円 - 63,600円 = 36,400円$$

↓
高額療養費として払い戻される

◆ 同一世帯で、同じ月内に各医療機関に30,000円（住民税非課税世帯等は21,000円）以上の一部負担金を支払った場合が2回以上あり、さらにその合算が63,600円（住民税非課税世帯等は35,400円）を超えたとき、その超えた分が支給されます。

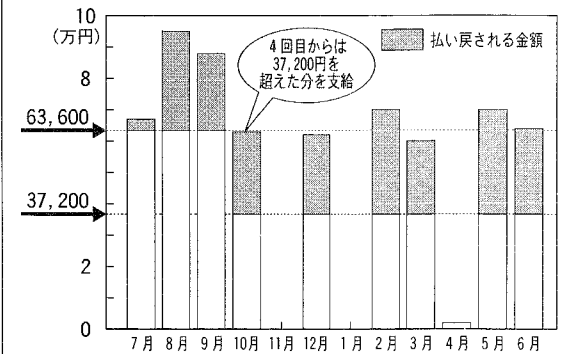
⑧

3万円以上	+	3万円以上	=	合計して63,600円を超えた分があとで支給される
-------	---	-------	---	---------------------------

◆ 同一世帯で、過去12か月の間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目からは37,200円（住民税非課税世帯等は24,600円）を超えた分が支給されます。

⑨ 世帯単位の負担額

12か月間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合



厚生大臣の指定する特定疾病の場合

血友病や血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性じん不全の場合は、「特定疾病療養受療証」を病院の窓口に提出すれば、1か月1万円の自己負担ですみます。該当する人は役場担当窓口へ届け出て「特定疾病療養受療証」の交付を受けましょう。

高額療養費の計算方法

- 暦月（月の1日～末日）を1か月として計算。
- 各病院・診療所ごとに別々に計算。
- 同一の医療機関でも入院と外来は別々に計算。
- 同一の医療機関でも歯科と内科は別々に計算。
- 総合病院の各診療科は別々に計算（入院時に歯科以外の他の診療科を受診したときは合算）。
- 保険診療の対象外のもの（入院時の差額ベッド代や歯科の自由診療など）および入院時の食事代は高額療養費の対象にはなりません。

国保届け出



役場

申請に必要なもの

- 保険証
- 支払った病院の領収書
- 印かん
- 振込みのため口座番号のわかるもの

詳しいことは、国民健康保険係へ（☎38-3111 内線39番）

〈保育園〉

十年度保育園入園受付について

◎定員

小須戸保育園 一六〇名（内

二歳児十六名）

矢代田保育園 一〇〇名（内

二歳児十名）

◎入園資格

当町在住者で、保護者が勤務その他の理由により、家庭で保育ができない児童

○二歳児 平成七年四月二日か

ら平成八年四月一日までに出
生した児童

○三歳児 平成六年四月二日か
ら平成七年四月一日までに出
生した児童

○四歳児 平成五年四月二日か
ら平成六年四月一日までに出
生した児童

○五歳児 平成四年四月二日か
ら平成五年四月一日までに出
生した児童

○六歳児 平成三年四月二日か
ら平成四年四月一日までに出
生した児童

○七歳児 平成二年四月二日か
ら平成三年四月一日までに出
生した児童

○八歳児 平成一年四月二日か
ら平成二年四月一日までに出
生した児童

○九歳児 平成〇年四月二日か
ら平成一年四月一日までに出
生した児童

○十歳児 平成〇年四月二日か
ら平成一年四月一日までに出
生した児童

○十一歳児 平成〇年四月二日か
ら平成一年四月一日までに出
生した児童

○十二歳児 平成〇年四月二日か
ら平成一年四月一日までに出
生した児童

各保育園と役場保健福祉課に
用意してあります。

◎申込期限
平成九年十二月十九日（金）

◎申込場所
各保育園と保健福祉課

◎入園決定
平成十年二月中旬に通知しま
す。

◎問い合わせ
保健福祉課福祉係
（電話三八一三二一内線33）

平成10年度 保育園 入園受付開始 12月19日（金）

〈幼稚園〉

◎申込資格

当町在住の四歳児

（五歳児の募集は行いません）

平成五年四月二日から、平成

六年四月一日までに出生した幼

児。

◎募集人数

七十名

◎申込期限

平成九年十二月十九日（金）

◎申込場所

教育委員会と小須戸幼稚園

◎入園決定

平成十年一月下旬に通知しま
す。

◎問い合わせ先

小須戸町教育委員会

電話 三八一三二一

（内線67番）

「寒のうち」



「寒のうち」とは、寒の入（一月五日か六日）から寒の明け（二月四日ごろ）の前日までの、およそ三十日です。

寒中とも言います。二十四節

気の小寒・大寒を併せた期間

で、最も寒さの厳しい時期と

言っても過言ではありません。

これに対して夏の方は「暑

のうち」とは言いません。土

用がこれに相当するようです。

暑いときは暑中見舞いのはがき

を出す風習があります。寒中

見舞いを出すこともありますが、

クリスマスカードや年賀状を

出したすぐ後の時期だけに、

一般的ではありません。むし

ろ、年賀状を出さずに失礼し

てしまった相手に寒中見舞い

を出すことが多いようです。

「寒のうち」というと、寒稽

古、寒中水泳などを思い出し

ます。相撲では寒どりともし

うようです。これらは寒い時

期の早朝や深夜に修行しよう
ということですが。

武道やスポーツばかりでな

く、芸事の方でも三味線の寒

びきなど寒中の稽古がありま

す。寒声と言って、寒中に声

を出す訓練をすると芸達者に

なるとも言われています。

また、この時期は寒ぶり、

寒たら、寒仕込みの酒など、

うまいものに事欠かないシー

ズンでもあります。年末から

年始にかけては食品の衛生管

理や保存について、特に気を

つけたいものです。十二月は

「食品・添加物の年末一斉取

締月間」です。食中毒が起こ

るのは夏の暑い時期だけでは

ありません。家庭でも、寒い

から大丈夫と思わずに注意し

ましょう。

